

# 協働のまちづくり 第56回

## これまで、そして、これから 安心して住める環境を 住宅のプロが集結 住マイむなかた

市民と一緒にまちづくりを進めるため、平成19年度から始まった「市民サービス協働化提案制度」。これまで30事業を、市に代わって市民活動団体などが実施しています。今回は、建築課と協働で市営住宅の修繕や工事、改修などに取り組んでいる「住マイむなかた」を紹介しします。

問い合わせ先 市民活動交流室 ☎(36) 0311

### 住宅地のにぎわいと市の発展を願って

「住マイむなかた」は平成20年1月、市内の住宅関連事業者の有志によって設立されました。「住民や宗像市へ転入する人たちに對して、住宅・住生活情報の提供や相談に応じ、安心して宗像市に住める環境を創出したい」と思って設立しま

した」と話すのは、設立時から代表を務めている小川裕一さん(61歳・自由ヶ丘)です。「住宅地がにぎわい、そして、市の定住化が促進されて発展につながることを願っています」と思いを語ってくれました。

住マイむなかたは、正会員66人と賛助会員10団体で構成しています。市からの委託事業として、住宅と住生活の相談窓口の開設や、団体の独自事業として「あんしん住み替え」の促進、相談者の希望に適した優良な住宅関連事業者の紹介とあわせんなどを展開するほか、正会員が「技術相談員」として現場での作業に携わっています。



スマートフォンで電話相談を受けるスタッフ

住マイむなかたの事務局は「メイトム宗像」のスマートフォン

付けています。市の建築課の担当者は、住マイむなかたの設立の経緯と成果を次のように話しています。

「市では、住宅マスタープランに基づいて一級建築士を雇用し、直営で住宅相談を開設していただきました。しかし、『安心できる良好な業者を紹介してほしい』など、市では対応が難しい相談が寄せられるようになりました。そのような中で住マイむなかたが設立され、市では対応できないような相談にも応えることができ、相談者の安心感や満足度が大きく向上しました。」

### 市営住宅全戸の修繕を協働事業として実施

住マイむなかたは平成21年度に、市営住宅21団地のうち3団地の修繕を建築課との協働事業として取り組みました。「事業を一年間実施したこと自信になりました。そこで、平成22年度から全393戸の市営住宅の修繕を市民サービス協働化提案制度として事業に取り組みことにしました」と小川さん。

に、修繕などの内容に応じて最も精通した派遣員を選定します。派遣員は、市職員と現場に出向き、修繕の内容や状況を確認して、市職員に代わって設計書や仕様書を作成。見積依頼先は市が選定しますが、その他の契約や監督、検査や会計処理まで一括処理します。市職員の事務量が軽減されるだけでなく、入居者からも早急な対応に高い評価を受けています。



「ふるさと安心の家を見に来てください」と話す小川さん

### 住む人がふるさとで安心できる家

住マイむなかたでは、「居住関連サービス研究部会」と「あんしん住宅研究部会」の5部会を設置。ふるさと安心の家」を考案。昨年4月には、赤間3丁目モデルハウスをオープンさせました。コンセプトは「住む人が安心できる家、ふるさとで安心できる家」。家族構成の変化への対応や

健康への配慮、地震などの災害に強い長期優良住宅仕様とするだけでなく、地域の街並みやふるさとを意識する色調を採用するなど、実に細かな工夫が施されています。市内の住宅関連事業者の有志が集まり、切磋琢磨(せっさたくま)しながら、まちづくりに貢献している姿は素晴らしいことだと思います。住マイむなかたのあり方は、新しいまちづくりの形態かもしれません。この動きがモデルとなって、他の業種まで広がってほしいものです。(市民活動交流館 館長・立石実)

## 契約は慎重に! トラブルが増加 貴金属の訪問買い取りサービス

金やプラチナなどの貴金属の価格が上昇する中、最近、業者が消費者の自宅を訪問して、不要なネックレスや指輪などのアクセサリーを買い取る「訪問買い取りサービス」のトラブルが増加しています。事例のように「しつこく勧誘された」「怖かった」という相談も寄せられていますので注意してください。

■相談事例1 実家の母の所に男性が2人来訪し「不要になった貴金属はありませんか」と聞かれた。「ありません」と言うと、30分後に今度は女性が訪れ「貴金属はありましたか?」と聞かれた。「貴金属は持っていません」と断ったが、昼間一人なのでまた来ないか心配。

■相談事例2 男性が来訪し「不要な貴金属はないですか?」と聞かれた。「ない」と言うと、執拗(しつこく)に表札を見て、私の名前を呼ぶなどしてなれならしい。また、男性が持つ



■アドバイス 訪問販売で契約した場合、契約日から8日間は無条件で契約解除できるクーリング・オフの制度があります。しかし、「訪問買い取り」の場合は、消費者が売り手側になる

①買い取ってもらっても、インターホンやドア越しで対応し、はっきりと断るようしましょう  
②「無料で査定する」と言われても、業者の目的は「買い取り」です。売る気がないのなら、品物は見せないようにしましょう  
③電話で勧誘された後に来訪するケースもあるのですが、電話の際はむやみに個人情報を漏らさないようにしましょう  
④買い取りを依頼する場合は即決しないで、買い取り条件などを記載した書面をもらい、家族や友人などに相談してから決めましょう  
⑤相手がどのような業者か確認することが大切です。買い取り業者は、都道府県公安委員会の古物商許可が必要で、訪問する場合は「許可証」か「行商従事者証」を携帯するよう義務付けられています。契約する時は、業者に提示

宗像市消費生活センター  
転ばぬ先の杖  
☎(33)5454  
でばんぢちゃん



多重債務電話相談

県弁護士会 毎週土曜日 10:00~13:00 \*祝日は休み ☎092(721)6778

福岡財務支局 毎週月~金曜日 9:00~17:00 \*年末年始、祝日は休み ☎092(411)7291

を求め、その内容を書き留めておくようにしましょう